

[内閣官房、警察庁、総務省、出入国在留管理庁、外務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、経済産業省、気象庁]

## 多文化共生社会の推進に関する提言

令和3年8月

多文化共生推進協議会

(群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・名古屋市)



## 多文化共生社会の推進に関する提言

現在の日本国内には、多くの外国人住民が生活しています。

外国人住民は、我が国の経済活動を支える上で大きな力となっている一方、在留期間の長期化、定住化・永住化、多国籍化が進んでおり、労働、社会保障、医療、教育等の分野での様々な課題が依然として継続しています。

外国人住民が多く居住する市町村及び都道府県においては、外国人住民と日本人住民が互いの文化や考え方などを理解し、安心して快適に暮らせる地域社会（多文化共生社会）づくりを推進するため、地域住民、NPO、企業等と連携・協働して様々な施策に取り組んでいます。

国においても、平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を示され、外国人材の受入れを進められており、今後、中長期的に見れば、日本国内に在留する外国人の増加がさらに見込まれる中で、多文化共生社会づくりの一層の推進のために、省庁等は相互に連携の下、責任をもって、次の点について措置を講じられるよう提言します。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症による雇用情勢の悪化は、外国人住民の生活にも大きな影響を与えています。国では様々な支援策を講じておられますが、これらの対象として外国人住民が取りこぼされることのないよう、また、外国人住民がこれらの支援策にアクセスできるよう十分に配慮いただくようお願い申し上げます。

令和3年8月

多文化共生推進協議会

〔 群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・  
愛知県・三重県・滋賀県・名古屋市 〕

[内閣官房、出入国在留管理庁及びその他関係省庁]

### **1 外国人全体を対象とする基本法の策定等について**

全ての外国人が日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な基本法を策定すること。また、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」については、適切にフォローアップするとともに、定期的に見直しを行い、取組の拡充・具体化にあたっては、これら外国人を受け入れる地方自治体等の意見を十分に聴取し反映させること。

#### **【提言の背景】**

改正「出入国管理及び難民認定法」が平成31年4月1日に施行されるなど、今後も、日本国内に長期間にわたり居住する外国人が増加することが見込まれる。こうした中、国においては、平成30年12月25日に関係閣僚会議で了承された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の充実や改訂について議論されてきたところであるが、地方自治体等、実際に地域で外国人を受け入れている関係者の意見を反映させるなど、より実情に即した効果的な施策を検討することが重要である。また、これらの施策が国の責任において着実に実行されるため、基本法を策定することが求められる。

## 2 多文化共生施策の推進について

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた各省庁等の施策を、地域の実情や課題等を踏まえた上で、関係省庁等が緊密に連携し着実に実施するとともに、実施状況を毎年度公表すること。さらに、フォローアップに際しては、地方自治体の意見も考慮すること。

今後の外国人施策の検討、推進にあたっては、特に次の点に配慮すること。

### (1) 暮らしやすい地域社会づくり

- ① 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の内容について、総合的対応策の一層の拡充、地方自治体の取組に対する十分な財政措置などの支援を行うとともに、多文化共生社会の必要性・意義について国民が理解をより一層深めるための取組を国が進めることに加え、地方自治体の多文化共生社会の必要性・意義への理解を進める取組に対して必要な支援を行うこと。【各省庁等】
- ② アジアを中心とした外国人住民の増加による多国籍化が進む中、引き続き、より多くの言語及びやさしい日本語による情報発信に努めること。なお、多言語による情報発信については、日本語による情報発信とのタイムラグがないよう迅速な対応を行うこと。【各省庁等】
- ③ 公的機関等における外国人のコミュニケーション支援に向け、各自治体が行う通訳などの体制の整備や人材の育成に対する財政的措置の拡充を図ること。【各省庁等】
- ④ 老親扶養特定活動ビザは、入管法や法務大臣告示には定めがない。老親扶養特定活動ビザについて、外国人が日本で安心して活躍できることを念頭に、人道的に配慮した上で、その許可基準を検討し、明確に示すこと。【出入国在留管理庁】

### (2) 生活サービス環境の改善等

- ① 外国人を含めた全ての人が、安心して適切な医療を受けられるよう、公的な医療制度全体の枠組みの中で、地方公共団体や、医療機関等で既に実施されてい

る取組を尊重して、医療通訳者の育成・配置、通訳者派遣などの取組にかかる費用負担に対応するなど、総合的な医療通訳の制度を整備すること。併せて、医療通訳者は高度な専門性を要し、人材も限られているため、国が一元的に対応する体制を基本とした制度を整備すること。また、公的医療保険の仕組みを誰にでもわかりやすくするため、多言語及びやさしい日本語による広報を推進すること。加えて、支払い能力のない外国人医療費を負担している医療機関に対する新たな制度を構築すること。【厚生労働省】

- ② 既存の外国人住民対象のポータルサイトについて、対象となる外国人がよりアクセス・利用しやすい形に整備すること。また、新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症流行や国の制度に関する情報、大規模災害発生など、緊急に周知を図るべき情報及び平常時に広く外国人住民が必要とする情報については、国の責任において、SNS等の活用も含め、伝達する仕組みを構築し、多言語及びやさしい日本語で情報を発信すること。さらに、その情報を同ポータルサイトに集約し、出入国在留管理局等、国の組織において広報手段を確保するとともに、多言語のみならず、やさしい日本語での情報提供が定着するよう推進すること。また、新型コロナウイルス感染症の水際対策として、国が実施している「入国者健康確認センター」による健康フォローアップについて、入国時に丁寧でわかりやすい説明を行うなど、フォローアップへの確実な協力が得られるよう対応すること。【内閣官房、出入国在留管理庁、厚生労働省】
- ③ 安全で安心して暮らせる地域づくりに向け、多言語及びやさしい日本語による防災・減災、防犯、交通安全、生活上のルール等の啓発活動に対し、積極的な支援を行うこと。また、情報発信事業者等に対して、災害時における情報提供を多言語及びやさしい日本語で積極的に行うとともに、テレビ等だけでなく、SNSでも情報発信するよう働きかけること。さらに、国の「防災基本計画」において「在日外国人、訪日外国人に配慮した情報伝達を行う」ことが明記されているが、この情報伝達における多言語及びやさしい日本語の使用とともに、支援者としての外国人住民の活用についても国の防災基本計画に明記すること。【内閣官房、警察庁、総務省、出入国在留管理庁、気象庁】
- ④ 平成30年度より養成が始まった「災害時外国人支援情報コーディネーター」については、国の「防災基本計画」の修正(令和2年5月29日)により、新たに「国は地方公

共同体等と協力し、災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る」ことが明記されたところであるが、大規模災害時、県域を越えて他の自治体に「災害時外国人支援情報コーディネーター」として派遣された際は、その派遣に係る費用を国が負担する仕組みとすること。【総務省】

(3) 日本語教育の充実(円滑なコミュニケーションの実現)

- ① 「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、政府が定めた「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を踏まえ、国の責任において日本語教育を必要とする入国前も含む全ての外国人に対し、日本語教育が体系的になされるよう専門機関及び地方の教育機関を設置すること。【文部科学省、文化庁】
- ② 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」について、地方財政が逼迫する中、地域日本語教育の体制を維持するため、国庫補助率の引き上げや交付税措置を都道府県・政令指定都市に対しても拡充するなど、永続的かつ通年で実施可能な事業とすること。【文化庁】

(4) 外国人の子供に係る対策

- ① 公立小中学校等における日本語指導の実効性を確保するため、義務標準法の規定に基づいた「日本語指導を行う教員に係る基礎定数化」による改善について、進度を上げた実施及び現状の加配定数の維持を図るとともに、日本語適応指導のための適応指導員、教材等の公的手当、外国人児童生徒等のための相談員の配置、教員の日本語指導方法等の研修、新たに創設される「公認日本語教師」の資格を持つ者が指導にあたる等、外国人児童生徒等に対する公立小中学校等での教育環境の充実を図ること。【文部科学省】
- ② 中学校卒業資格を持たない義務教育年齢を超える外国人の子ども等が、高等学校の入学資格を取得しやすくするため、効率面だけにとらわれるのではなく、「就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験」を1年間に複数回実施すること。【文部科学省】
- ③ 外国人の子ども等の就学状況について、国において全国的な不就学の子どもに対する詳細調査を今後も継続的に実施するとともに、全ての外国人の子ども等の就学

機会が確保されるための取組について、必要な財源措置を行うこと。また、スクールソーシャルワーカーや福祉機関等との連携を積極的に推進し、公立小中学校、外国人学校等のいずれかの教育機関等で教育が受けられ、外国人学校等においても健康管理にも配慮される仕組みを作ること。さらに、外国人の子ども等が早期から学校生活に適応できるよう、就学前の子どもを対象とした拠点校方式のプレスクールや、子どもの在籍校への支援員派遣など、それぞれの地域が実情に応じて初期適応指導の場や機会を設定できる仕組みを作るとともに、必要な財源措置を行うこと。【総務省、出入国在留管理庁、文部科学省】

- ④ 平成 27 年度から開始された「定住外国人の子供の就学促進事業」については、従前の「虹の架け橋教室」事業の後継事業であるが、地方自治体の財政負担が求められることとなり、地方財政が逼迫する中、新たな財政負担は困難であるため、従前どおり、文部科学省から NPO 等の団体への直接委託を可能とすることも含めて、対象経費の制限緩和など、活用しやすい制度への見直しを検討すること。【文部科学省】
- ⑤ 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」の直接の補助対象に全ての市区町村を含めること。【文部科学省】
- ⑥ 外国人の子どもたちが、自分の思いや考えを日本語で伝えようとする意識の高揚を図るため、全国規模の日本語スピーチコンテストの実施などを検討するとともに、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、出場者への報償など、地方が行うコンテストに係る費用について全額補助対象とすること。【文部科学省】
- ⑦ 外国人学校に対する支援について、外国人学校が果たしている役割を明確に示した上で、公的支援のみならず、企業や市民からの支援が得やすくなるよう、外国人学校が特定公益増進法人の適用を受けられる制度に見直すこと。さらに、出身国からの支援が少ない外国人学校について、相手国政府に対し、教科書の無償貸与等の支援をするよう、強く要請を行うこと。【外務省、文部科学省】

#### (5) 適正な労働環境等の確保

- ① ハローワーク等における外国人対応窓口の設置、通訳の配置などの対応を継続的に行うとともに、「外国人就労・定着支援研修事業」の拡充をはじめ就労につながる実効性のある日本語を学習できる仕組みをつくること。また、日本語能力等に配慮した職業訓練を引き続き実施すること。【厚生労働省】

- ② 外国人技能実習制度に基づき技能実習生が受ける講習内容のうち、「日本語」について、技能の的確な理解・習得や実習先等における円滑なコミュニケーションのため、日本語指導の実務経験者等日本語教育の専門知識を有する者による指導を受けることを条件とすること。また、特定技能外国人支援計画についても同様とすること。【出入国在留管理庁、厚生労働省】
- ③ 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」で定められている国や地方自治体等との密接な連携の確保について、地方自治体に対する情報提供を、引き続き適切に行うこと。【出入国在留管理庁、厚生労働省】
- ④ 労働関係法令の遵守や日本語能力に配慮した労働安全管理、入国在留審査における日本人労働者と同等以上の報酬の確保等の確認の徹底を図るなど、外国人労働者の就労環境の適正化に向けた取組や、社会保険の加入促進を引き続き進めること。さらに、外国人高齢者が日本で安心して暮らせるよう、特別永住者などに存在する無年金者への救済策や支援策についても講じること。【厚生労働省】
- ⑤ 毎年各都道府県労働局が発表している「外国人雇用状況」の届出状況について、分析等の用途で二次利用しやすい形式(エクセル等)で公開するとともに、その他各都道府県労働局がまとめている「ハローワークにおける外国人の職業相談状況」(新規求職者数、有効求職者数、相談件数、紹介件数、就職件数)についても同様に公開するよう、通知などの形で働きかけを行うこと。【厚生労働省】
- ⑥ 留学生など、将来日本での就労を希望する外国人の雇用促進に向けた支援を実施すること。【厚生労働省、経済産業省】
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症を巡る外国人労働者への影響を調査し、定住者・永住者、留学生、技能実習生などそれぞれが抱える課題を検討し必要な措置を講じること。【厚生労働省】

#### (6) 新たな在留資格管理体制の構築

- ① 本邦に滞在する難民等が地域社会の一員として活躍することができるよう、安定した生活を送ることができる措置を講じること。【出入国在留管理庁】

#### (7) 在留資格のない外国人への適切な対応

- ① 在留資格はないが、人道的な観点から対応に配慮を要する外国人及びその家族に

対して、救済の可能性があることを知らせるため、「在留特別許可に係るガイドライン」の周知を図ること。【出入国在留管理庁】

② 外国人収容者の人権に十分な配慮した対応を行うこと。【出入国在留管理庁】

### 【提言の背景】

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」については、外国人の受入れ環境の整備に関する総合的な対応策として期待ができるものの、その推進に当たっては、より実情に即した効果的な内容となるよう、内容の拡充に努めるとともに、盛り込まれた施策が確実に実施できるよう、十分な予算措置を行うことが求められる。

- (1)① 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の、地方自治体が行う多文化共生総合相談ワンストップセンターや、公的機関等における外国人のコミュニケーション支援に対する財政措置など、外国人に関する諸制度を推進していくため、地方自治体と国の機関、外国人在留支援センターとの連携強化を十分に図る必要がある。また、地方自治体が取り組む多文化共生社会の必要性・意義への理解を進める取組に対して、地域の実情や特性を踏まえた支援を行う必要がある。
- (1)② 国の施策については、ウェブサイト等における多言語や「やさしい日本語」での情報提供が進んでいるが、多言語化の有無や言語数については情報によってばらつきがあることから、外国人住民がより多くの情報に自らアクセスすることができるよう、引き続き、より一層の配慮が必要である。
- (1)③ 外国人が医療機関や公的機関を利用する際、言葉の壁や文化・風習の違いによって、十分にコミュニケーションをとることができない場合がある。
- (1)④ 日本で生活する外国人が増加している中、日本に住んでいる外国人は本国の親と離れて暮らしている方が多い。日本で家族のケアができ、安心した生活を送る環境があることは、日本で活躍する外国人には大きな安心につながる。親族訪問の短期滞在ビザで親を呼ぶことはできるが、長くて90日間であり、日本に残れるわけではない。また、家族滞在ビザの対象は、配偶者と子どもに限定されて

おり、親を呼ぶことはできない。現在、それぞれの状況を鑑み「特定活動」で在留が認められる事例（いわゆる、老親扶養特定活動ビザ）があるが、入管法や法務大臣告示には定めがなく、この判断は裁量となっており、その要件は明確となっていない。例えば、外国人親の年齢が70歳未満の場合で、本国に身寄りがなく、病を抱えていて働くことができなくても、許可の可能性は厳しい現状がある。外国人親が日本に住む場合、その生活費は当然子の世帯が負担すること、などの必要な要件は担保した上で、人の心に寄り添った基準を検討していただくとともに、その基準を明確にさせていただき、日本における外国人の活躍につなげていただきたい。

- (2)① 外国人が医療機関を受診する機会が増えてきているが、言葉の壁や医療文化の相違等により、双方のコミュニケーションだけでなく、医療安全の観点からも問題が発生する。厚生労働省では、医療通訳等が配置されたモデル拠点（病院）の整備などを進めているが、医療用語などの特殊な言葉に対応できる通訳の養成や誤訳などに対する法的な整備のほか、医療通訳者の身分保障も求めたい。ただし、国に先駆けて各地で既に実施されている仕組みが存続できるよう尊重しながら検討すべきである。また、適法に3か月を超えて在住する外国人は、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の対象となることから、被用者保険（社会保険）に加入していない外国人に対して、公的医療保険制度や保険料納付義務を周知し、適正な加入・脱退手続きを促進されたい。加えて、公的な医療制度の枠組みから外れた支払い能力のない外国人を救急搬送等で医療機関が受け入れ、その医療費が未収となった場合は、医療機関が負担している。こうした場合、救命救急センター以外の医療機関においては、国の補助制度がないため、一部の地方自治体では未収金の一部を補助しているが、本来は、外国人材の受入れの増加に伴う、在留資格管理や医療制度全体の枠組みと合わせて国が取り組むべき課題である。
- (2)② 法務省が開設した「外国人生活支援ポータルサイト」は、外国人住民への情報を一元的に提供する媒体として期待ができるものの、情報が整理されていない等、利用上の課題もあるため、今後、より外国人住民が利用しやすい形に改善していく必要がある。また、国の施策について、ウェブサイト等における多言語や「やさしい日本語」での情報提供が進んでいるが、引き続き、国の制度（教育、

社会保険、児童手当等) など国が統一的に示すべき情報の伝達ルートを確保し、多言語及びやさしい日本語で情報提供するとともに、災害対策、感染症対策、防火安全対策、武力攻撃への対応など迅速に周知を図るべき情報については、法務省が事業主務省庁等に対し、速やかに、外国人住民向けに提供すべき情報の選択、多言語化及びやさしい日本語での情報提供を進めるよう、強く依頼されたい。

また、現在、新型コロナウイルス感染症の水際対策として、全ての入国者・帰国者について誓約書に基づき、国が設置した「入国者健康確認センター」において健康フォローアップを行っているが、入国者等の理解不足により健康フォローアップ期間中に所在不明となる事例が発生していることから、入国時に丁寧でわかりやすい説明を行うことで健康フォローアップへの確実な協力につなげるよう取り組んでいただきたい。

- (2)③ 外国人が犯罪や交通事故などの当事者とならないようにするため、日本社会において安全で安心して暮らせるためのルール等を積極的に啓発することなどが求められる。「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」Ⅱ施策2生活者としての外国人に対する支援(1)暮らしやすい地域社会づくり①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備【現状認識・課題】の記述の中で、「外国人は日本での生活情報の収集にSNSを利用することも多いという指摘にも留意する必要がある。」とされており、災害時においても、テレビ等だけでなく、様々な媒体で情報提供を行うことが有効である。さらに、災害時の多言語とやさしい日本語による情報発信の基本的な考え方や支援者としての外国人住民の活用を国の防災基本計画に明記し整理することにより、地方自治体の防災計画への波及が期待できる。
- (2)④ 「災害時外国人支援情報コーディネーター」は、災害時に行政等から提供される情報を整理し、外国人被災者のニーズとのマッチングを行う役割を期待されているが、コーディネーターの数はまだ十分でなく、またコーディネーター自身も被災者となる可能性が高いことから、他地域のコーディネーターが被災地に派遣されることを想定し、被災地派遣に係る費用は国が負担する仕組みとされたい。
- (3)① 生活のあらゆる面で日本語が課題となっており、地域の日本語教室などボランティア頼みの対応では、人員、予算、能力の面において限界がある。日本で生活

する全ての外国人が生活に必要なレベルの日本語をどこでも習得できる環境を国として整備することが必要である。

- (3)② 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業は、地方公共団体が事業費の2分の1を負担しなければならないことに加えて、事業の継続性が不明確であり、また体制づくりでありながら1年間を通じて補助対象となっていないため、継続実施が必要な取組を本事業に含めて実施することが困難な状況である。

また、本事業においては、都道府県・政令指定都市に司令塔機能を求めるものであり、この役割を担うために、財政面等で相応の負担が発生している。

- (4)① 学校教育法施行規則の改正により、平成26年4月1日から日本語指導が必要な児童生徒に対する指導が特別の教育課程として位置づけられた。しかし、特別の教育課程は各自治体・学校の判断によって導入することができるものとされており、依然として公立小中学校等における日本語指導の取組は自治体や学校によってまちまちであり、実効性の確保が重要である。また、日本語の習得に課題があるため、各教科等の学習内容の習得ができず、子どもが能力を十分に発揮できない現状が見られる。平成29年4月からの外国人児童生徒等指導担当教員の基礎定数化の着実な実施により、外国人児童生徒等への指導体制の充実が期待されるが、公立小中学校等における日本語指導のための適応指導員については、教育現場から拡充が求められており、翻訳文書の作成を行い、保護者や子どもの相談に母語で対応できる相談員の配置も求められているなど、教育環境が十分に整っているとはいえない。については、特別の教育課程の円滑な導入及び実施のための取組を行うとともに、平成28年7月に策定された「次世代の学校指導体制の在り方について（最終まとめ）」に掲げられた日本語指導支援員、母語支援員の充実を速やかに実施することが望まれる。

- (4)② 就学機会に恵まれなかった、義務教育年齢を超えた外国人の子ども等に多様な機会を用意することは、外国人の子ども等の将来に貢献する職業選択の幅を広げ、彼らが地域における貴重な人材となるための自立支援にもなる。

- (4)③ これまで公立小中学校等、外国人学校等のいずれの教育機関等にも在学しない不就学の子ども等の状況について、その全容を定期的に把握することができていなかったが、令和元年5月16日付け元教参学第3号により、『外国人の子供の就

学状況等調査』が行われ、令和3年度も行われている。こうした中、全国的な不  
就学の子どもに対する詳細調査を国の責任で継続的に実施することで不就学  
の子どものフォローアップが求められており、令和2年7月1日付けで「外国人の  
子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」が策定されていることから、  
地域の現状に合わせて市町村、市町村教育委員会と連携し、予算措置をするなど  
確実に実施していく必要がある。また、外国人学校は学校保健安全法の対象にな  
っておらず、健康診断を実施していない学校も多く、子どもを大切に育てていく  
上で、学習面での支援と合わせ心身の健康管理にも配慮されることが望まれる。  
さらに、就学前教育の取組として、日本語や学校の習慣などを教えるプレスクー  
ル事業を実施する一部の市町村においては、子どもが小学校生活をスムーズに始  
められるなどの効果が出ていることから、それぞれの地域が実情に応じてこうし  
た初期適応指導の場や機会を設定できる仕組みが求められる。

- (4)④ 平成27年度から「虹の架け橋教室」事業の継続事業として、「定住外国人の  
子供の就学促進事業」が開始されたが、新たに自治体の財政負担が必要になるな  
ど、子どもの就学促進を継続して実施できる内容になっていないことから、自治  
体、NPO、外国人学校等の意向を十分聴取した上で、NPO等への直接委託や対象経  
費の制限の緩和、支援対象者の拡大など、定住外国人の子どもの就学支援に係る、  
より効果的で持続可能な事業を実施されることが望まれる。
- (4)⑤ 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」の補助対象は都道府  
県、指定都市及び中核市とされており、それ以外の市町村については都道府県を  
通じた間接補助は受けられるものの、直接補助を受けられない仕組みとなってい  
る。外国人児童生徒等の在籍校の広域化、散在化が進んでいることから、それぞ  
れの市区町村が地域の実情に応じた支援をできるよう、直接の補助対象に市区町  
村を含めることが望まれる。
- (4)⑥ 外国人の子どもの中には、せっかく日本語を学んでも自信のなさ等から日本語  
を話せない子どももいるため、日本語スピーチコンテストを実施するなど、外国  
人の子どもが自分の思いや考えを日本語で伝えようとする意識の高揚を図るた  
めの取組を推進することが求められる。
- (4)⑦ 外国人の子どもに対する支援では、日本語支援や公立学校での支援が施策の中  
心となっているが、外国人学校の役割を基本指針等により示すことが望まれる。

また、公的支援以外に、寄付金が受けやすい優遇制度や外国政府の支援拡充が求められる。

- (5)① 外国人失業者の中には今後も日本で働くことを希望している者も多いが、職務経験が十分でないことに加えて、就労に必要な日本語能力が不十分なため、再就職が困難になっているものと思われる。
- (5)② 現在の講習内容について、「技能実習生の法的保護に必要な情報」は専門的知識を有する者から受けることと定められているが、「日本語」を含むその他の講習内容は指導者の条件について定めがない。そのため、地域の日本語教室に技能実習生が多数送り込まれ、教室の運営に支障をきたす事例がある。
- (5)③ 技能実習期間の延長に伴い、技能実習生の日本国内での長期在留もしくは長期滞在が進むことが見込まれる中、地方自治体が多文化共生施策を効果的に実施するためには、技能実習生の受入れ動向を把握する必要がある。また、技能実習生が実習機関において不当な扱いを受けることがないように、組合関係法令を所管する県としても、国（労働局・労基署）が把握した情報に基づき、監理団体である組合に対する指導等により組合事業を適正に運営させる必要がある。
- (5)④ 外国人労働者は派遣・請負や、パート・アルバイト等、非正規雇用の不安定な就労形態で働く者が多く、就労環境は厳しい状況にある。また、外国人労働者へも労働関係法令等は日本人と等しく適用されることから、その徹底が求められる。また、韓国・朝鮮籍の特別永住者の中には、国民年金法施行当時の国籍条項により、年金資格期間を満たせず無年金者となっているものも未だにあり、国策によりやむを得ず無年金となっていることから、国が責任を持って支援するべきである。
- (5)⑤ 毎年各都道府県労働局が発表している「外国人雇用状況」の届出状況について、分析等の用途で二次利用しやすい形式（エクセル等）で公開するとともに、その他各都道府県労働局がまとめている「ハローワークにおける外国人の職業相談状況」（新規求職者数、有効求職者数、相談件数、紹介件数、就職件数）について、情報の性質から公開可能であると考えられるため、国から各都道府県労働局へ公開するよう働きかけを行う必要がある。
- (5)⑥ 日本での就労を希望する留学生等の雇用促進に向け、外国人留学生に対する就

職セミナーや企業とのマッチング、これら企業に対する外国人雇用に関するセミナーや相談事業など、外国人・企業双方に対する支援の着実な実施が求められる。

(5)⑦ 深刻な雇用情勢の悪化につながった新型コロナウイルス感染症の拡大は、解雇や労働時間の減少による生活苦を引き起こすなど、外国人住民の就労状況や生活に大きな影響を与えているが、例えば生活保護の措置を受けることができるのは永住者、日本人の配偶者等、身分又は地位に基づいて与えられる在留資格を有する者に限られており、それ以外の外国人が生活困窮となった場合の救済策（セーフティネット）は不十分である。そうした実態を整理して把握した上で必要な措置を講じていくことが重要である。

(6)① ミャンマーにおいて迫害を受けている、ミャンマーの少数民族であるロヒンギャ族は、日本国内に約 300 名が滞在していると言われているが、その中でも「仮放免」の者は長期間就労できず、保険にも入れていないなど、人道配慮が必要な状況に置かれ続けている。「仮放免」であっても、法律を遵守した上で、地域の生活者としての観点から、支援措置を検討する必要がある。

(7)① 国内の不法残留者の数は平成 27 年より増加傾向にある。こうした不法残留者を始めとする在留資格のない外国人は、就労ができない、健康保険に加入できない等、課題を抱えることになるとともに、不法に就労したり犯罪に関わることもあるなど治安への影響が懸念されることから、対策を要する一方で、人道的な観点から対応に配慮を要するケースもみられる。こうしたケースについては、在留特別許可により救済されることがあるため、「在留特別許可に係るガイドライン」をより一層周知することが求められる。

(7)② 今般、外国人収容者への対応について人権的配慮が疑われる事案が明らかになっている。こうした事案は、国内外の外国人から、日本の人権に対する意識が疑われることにつながってしまう。このような事案が発生することのないよう、事実関係を検証のうえ、対策を講じることが求められる。